

～仕事も 家庭も 自分も大切に



みんなで いきいき働き続けるために～



母性保障月間(1～2月)にとりくみましょう!!

女性部は、女性教職員がいきいき働き続けることができるよう、様々な労働条件を切り拓いてきました。妊娠中でも、病気がちであっても、幼い子や介護が必要な家族を抱えていても、だれもが安心して働き続けることができる職場であってこそ、女性も男性も自分らしさを十分に発揮して活躍することができます。

「母性保障」の目的は、男女がともに性別に関わりなく、その個性や能力を十分に発揮できる環境づくりをすすめることにあります。この機会にみんなで働き方を見直し、だれもが働きやすい職場環境について語り合しましょう。

集まれば 元気!
語り合えば 勇気!!

すべての職場で 短時間でも
職場女性部会を開きましょう!!



<具体的なとりくみ>

1. 職場女性部会をひらいて、悩みや困っていることなどを率直に話し合しましょう。
2. 学校長の「イクボス・あったかボス宣言」について、職場女性部会でふり返しを行い、必要があれば改善を求めましょう。
3. 「生理休暇」や「母性保障」のための諸権利等について、号外を利用して学習しましょう。
4. 「母性保障・権利行使アンケート」(個人・職場)にとりくみ、問題があれば管理職と話し合しましょう。
5. 産・育休等で職場を離れている方と連絡を取り、近況などを交流しましょう。

年休より
先に!

家族の看護には看護休暇

- ・対象は、子(年齢不問)・配偶者・父母・配偶者の父母
- ・年5日、中学生までの子が複数の場合は10日。
- ・負傷・疾病による治療、看病、通院等の世話等、中学生までの子なら予防接種や健康診断も可。

短期入院や介護等には短期介護休暇

- ・2週間以上の要介護状態(要介護2が目安)のとき、申出書を提出して、年5日、対象が複数なら10日取得できます。
 - ・介護、通院の付き添い、介護サービスを受けるために必要な手続き等に使えます。
 - *上記のどちらも、取り扱い日数の改善がありました。
- 詳しくは、地公労交渉の速報を参照してください。

男性は「出産補助休暇」がとれます

- ・配偶者の入院日～出産の翌日より2週間以内に3日までとれます。時間取得もできます。
- ・出産付き添い、出生の届け出にも使えます。

「男性職員の育児参加の休暇」も活用!

- ・配偶者の出産予定日6週(多胎妊娠は14週)以前の日から出産後8週目の日までの期間に、5日の範囲で日または時間単位でとれます。

☆いずれも休暇等整理簿の特別休暇の欄に記入するだけ!

